

令和 8 年度

山武市農業集落排水事業

大平地区

大平地区汚水処理施設シャッター修繕工事

特 記 仕 様 書

事業主体：山武市農業集落排水事業

第1章 総 則

山武市農業集落排水事業 大平地区污水处理施設シャッター修繕工事の施工に当たっては、国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）をはじめ、各標準仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。

1-1 目的

この工事は、山武市農業集落排水事業の一環として、大平地区污水处理施設の建屋を改修するものである。

1-2 工事場所

千葉県山武市松尾町広根 2199 番地 大平地区污水处理施設

1-3 工事内容

設計図書（設計図、設計書）で示す範囲の工事

1-4 受注者の責任

- 1) 本工事の施工に当たり、権利、意匠等の実施権行使については、受注者が一切責任を負うものとする。
- 2) 本工事の施工に当たり、必要な各種準拠法令・技術基準・規格について受注者が一切責任を負うものとする。
- 3) 特記仕様書・標準仕様書に明記されていない事項については、受注者が充分検討の上、監督員と協議し決定するものとする。
- 4) 本施設の保証期間は契約書による。なお、保証期間内に生じた施工及び材質上の欠陥による全ての破損及び故障等は、受注者の負担にて速やかに補修、改修、取り替えを行わなければならない。
- 5) 瑕疵期間中は、定期的に検査を行い、報告をするものとする。

1-5 仕様書等の優先順位

本工事施工に当たって、仕様書等の優先順位は下記による。

- 1) 現場説明及び質疑応答
- 2) 監督員の指示
- 3) 設計図書（特記仕様書、設計図面、設計書）
- 4) 各種標準仕様書並びに示方書

1-6 監督員の立会い

各工種の施工工程に移行する前に、監督員の立会いを受け、確認後次の工程に移ること。

1-7 検査等

- 1) 本工事に使用する資材等は、設計図書に示されているもの又は同等以上の物を使用し、設計図書及び監督員の指示により検査又は試験を行うものは、受注者の負担において行うものとする。ただし、「JIS規格品」と指定された材料については、JIS規格表示許可書の写しを提出し、検査又は試験に代えることができるが、搬入材料とJIS規格表示許可書の写しの確認が出来るようにすること。
- 2) 製作品については、製作承諾図に基づき製作工場において社内の検査を実施し、検査合格後、検査成績表を監督員に提出し承諾を得るものとする。
- 3) 工事の施工は、あらかじめ監督員が指定した工程に達したときに、監督員の立会いのもとで施工検査を行い、監督員の承諾を得ることを原則として、その後に次の工程に進むものとする。

1-8 工事記録写真撮影

1) 撮影箇所

- イ) 工種別の施工前、中、後の写真は、同一方向から対比できるように撮影する。
- ロ) 起終点の明確なものは、ポール、スケール等を立て、位置、寸法表示を行う。
- ハ) 工事名、位置、作業項目等を明示する黒板を立てること。
- ニ) 同一方向からの工事前、工事中（月2回程度）及び工事完了後の写真撮影を行うこと。

2) 写真の種類

- イ) カラー撮影とする。
- ロ) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
- ハ) 写真原本は電子媒体に格納し監督職員に提出するものとする。
- ニ) 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理 情報基準」に基づくものとする。

1-9 第三者に対する措置

受注者は工事のため、付近の建築物等に損害が発生した時は、監督員の立会いを受けて、受注者の負担において必要な図面、写真等の資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

また、損害が発生した時は、監督員に関係資料を提出して対策を協議し、受注者の負担において速やかに対処すること。

搬入路等は一般車両の通行を優先させ、安全に万全を尽くすものとする。

1-10 設計変更

受注者は工事契約後、設計変更しなければならない事項が発生した場合、変更箇所の施工は、契約変更手続き完了後に着工することを原則とするが、工事の進行上止むを得ない時は、監督員の指示に従い、工事打合せ簿による処理を行った後に限り、事前着工が出来る。なお、軽微な変更については協議の上、請負金額を変更しない場合がある。

1-11 工事の促進

- 1) 工程表を作成し、それに基づき工程管理を行う。
- 2) 疑問点、先行工事等は、監督員と事前打合せを行い施工する。
- 3) 安全衛生に関しては、安全計画をたて組織編成を行い、その促進を図る。
- 4) 資材、機器材料等については、工程計画に基づき事前に十分な調査、確認を行い現地搬入し、品質管理を充分に行い施工する。
- 5) 各工事に関して、施工計画書を作成し、監督員と十分に打合せを行う。また、作業責任者、作業員にも施工内容を周知徹底させて工事を促進する。
- 6) 施工図に関しては、現況及び設計内容を十分把握した上で作成し、監督員の承諾を受け施工にあたる。

1-12 使用材料

本工事に使用する材料は、上記仕様書及び設計図書によって選定し、「使用材料承諾願」を提出し、監督員の承諾を得るものとする。また、製作を要するものについては、製作図面を提出し、承諾を受けて製作をする。なお、材料選定に当たって設計図書に記載されているもの以外を使用する場合は、使用理由を明確にする書類を提出し、監督員の承諾を得るものとする。

1-13 竣工時提出物

竣工図書（完成図、工事写真、官公庁届出書類、各種試験成績表、打合せ簿及び指示書、材料検査簿、工程管理表、出来形管理図表、その他監督員が必要とするもの）

1-14 発生材の処理等

受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出しなければならない。また、最終請負金額が100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成后5年間保存しておかなければならない。なお、各書類は、特記仕様書等により、「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）を利用し、適正に登録・作成しなければならない。

第2章 仮設工事

2-1 仮設工事

仮設工事については、任意仮設とし、受注者が仮設計画図及び関係書類を提出し、監督員と協議の上、行うものとする。

2-2 仮設材

仮設材は新品以外の材料であっても、安全上支障無いことを確認した上で使用してもよいこととする。

2-3 仮囲い

仮囲いは、周囲の状況により監督員の指示により設けること。

2-4 足場等

足場等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うこと。

2-5 材料置場等

必要に応じて材料置場、下小屋を設置しなければならない。また、危険物貯蔵所については、関係法規の定めるところによる。

2-6 工事中機械器具類

工事中機械器具類は、特に指定なきものは適切なものを設備し、関係法規に従い、故障危険等のなきよう常に整備すること。

2-7 工事中諸設備

仮設電力、仮設給排水等は現地にて使用できるが、使用した電力、水道等の費用は受注者の負担とする。

2-8 工事養生

各工事養生は、その都度監督員の指示により行い、危険箇所、破損等の恐れのある箇所については、十分な保護養生を行うこと。

2-9 防止等

工事実施に伴う危険防止、火災防止、風水害防止等のために、建築基準法、労働基準法、消防法、電気工作物規定、その他法規に定めるところに従い、常に遺漏なき様適当な方策をとり工事の安全管理に努めること。

2-10 工事期間中の指示

工事期間中であっても、監督員が工事進行上又は敷地内建築物の使用に支障があると認め指示した場合には、仮設物の一部又は全部を速やかに撤去若しくは敷地外に搬出するものとする。

2-11 取り除き及び清掃

工事完了までに監督員の指示により、一切の工事用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃をする。

第3章 その他

3-1 軽量電動アルミシャッター改修工事

図に記されたシャッターの改修を行う。下記概要。

- 1) 種類：電動軽量アルミシャッター
- 2) 寸法：W3,500×H2,900
- 3) 主材料：シャッター本体、開閉装置

3-2 スロープ改修工事

図に記されたスロープの改修を行う。下記概要。

- 1) 境界部へのカッター入れ。
- 2) 該当部のコンクリート面床はつり。
- 3) 出入り口部へアングルの設置。
- 4) 床はつり部のモルタル塗り。

3-3 既存シャッター等処分

- 1) 既存シャッターは処分とする。